

(仮称)北九州市ストックヤード(プラスチック製容器包装選別施設)整備運営事業

「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成11年法律第117号改正平成17年8月15日法律第95号)」(以下「PFI法」という。)第5条第3項の規定により、(仮称)北九州市ストックヤード(プラスチック製容器包装選別施設)整備運営事業の実施方針を公表します。

平成18年1月10日
北九州市長 末吉 興一

**（仮称）北九州市ストックヤード
（プラスチック製容器包装選別施設）
整備運営事業**

実施方針

平成18年1月

北九州市

< 目 次 >

第1章 特定事業の選定に関する事項	
1. 事業内容に関する事項	2
2. 特定事業の選定方法等に関する事項	4
第2章 民間事業者の募集及び選定に関する事項	
1. 民間事業者の募集及び選定方法	5
2. 入札参加者の備えるべき参加資格要件	6
3. 審査手順	9
第3章 事業の適正かつ確実な実施等の確保に関する事項	
1. 想定されるリスク及び責任の分担	10
2. 市による事業の実施状況のモニタリング	10
3. 事業用地の要件に関する事項	10
第4章 その他本事業の実施に関連する事項	
1. 事業契約の解釈に関する疑義が生じた場合の措置に関する事項	12
2. 事業の継続が困難となった場合の措置に関する事項	12
3. 公的支援等に関する事項	12
4. その他	13
添付資料等	
様式1：実施方針に関する質問書	
様式2：実施方針に関する意見書	
別添資料：リスク分担表（案）	

第1章 特定事業の選定に関する事項

1. 事業内容に関する事項

(1) 事業名称

(仮称)北九州市ストックヤード(プラスチック製容器包装選別施設)整備運営事業

(2) 対象となる公共施設等の種類

一般廃棄物処理施設(ストックヤード)

(3) 公共施設等の管理者等

北九州市長 末吉 興一

(4) 事業目的

本事業は、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(平成7年法律第112号。以下、「容器包装リサイクル法」という。)に基づくリサイクルを実施するために、プラスチック製容器包装等を選別・圧縮・保管する施設の整備及び運営において、民間事業者のノウハウを活用することにより、効率的、効果的に事業を実施することを目的とします。

(5) 事業概要

選定事業者は、遅くとも平成19年6月末までにプラスチック製容器包装等の選別施設を整備し、北九州市が収集し、選別施設に搬入するプラスチック製容器包装の選別・圧縮・梱包作業を実施し、容器包装リサイクル法に規定する分別基準適合物をリサイクル業者に引き渡すまでの間保管するものとし、

(6) 事業実施場所

民間事業者は、実施方針第3章第3で示した事業用地に関する要件に合致する用地を自ら確保し、提案することができるものとし、

なお、用地選定にあたっては、市等が所有する産業団地等のうち、上記の要件に合致する用地を利用することも可能です。(臨海部産業用地貸付制度の要件に合致する場合は、当該制度を利用することも可能です。)

(7) 選定事業者の事業範囲

選定事業者は、PFI法に基づき、新たに本施設を設計、建設し、もしくは既存設備を改修し、運営及び維持管理業務等を遂行する。事業者が行う主な業務は、次のとおりとし、詳細は入札説明書等において示します。

事業用地の利用可能性の確保等

選定事業者が提案した事業用地を使用する場合には、実施方針第3章3に記載した事業用地に関する要件を満たすよう、選定事業者は自らが提案した事業用地の利用可能性を確保するものとし、

環境影響評価業務

選定事業者は、関係法令の規定に従い、環境影響評価に必要な一切の業務を実施する

ものとしします。

施設整備業務

選定事業者は、本施設の整備を行うものとしします。

維持管理業務

選定事業者は、運営期間中、本施設が要求水準書(入札説明書公表と同時に示します。)で定める性能・仕様を満足するよう適正に維持管理を行うものとしします。

運営業務

選定事業者は、運営期間中、本施設に搬入される処理対象物を受け入れ、要求水準書で定める性能・仕様を満足する適正な処理を行うこととしします。処理対象物の性状及び数量等については、要求水準書に示すものとしします。

その他

上記の他、以下の事項を選定事業者の業務範囲に含むものとしします。

- ・ 選定事業者は、本事業の遂行に必要な許認可取得及び届出等の業務を行うこととしします。
- ・ 環境影響評価、本施設の整備、維持管理及び運営に関し住民に対して適宜説明を行うとともに、必要な措置・対策を講じるものとしします。

(8) 市が実施する事項

市が実施する主な事項は、以下のとおりとしします。

本事業の実施状況のモニタリング

市は、本事業の実施状況のモニタリングを行う。モニタリングについては、実施方針第3章2を参照のこと。

(9) 事業方式

本事業は、PFI法に基づき、選定事業者が当該施設を設計、建設し、事業期間が終了するまでの期間施設を所有し、運営及び維持管理業務を遂行する方式(BOO(Build Own Operate)方式)により実施します。

(10) 処理委託費の支払い

処理委託費は、処理施設の運営が開始された後、15年間の運営期間中に実施された処理量に応じて変動するように設定しますが、原則的に施設の整備費、運営・維持管理費(人件費、運転経費、維持補修費、公租公課費等)の合計額として支払われるものとしします。

これらの支払条件等については、入札説明書等において示します。

(11) 事業期間

本事業の事業期間は、契約締結日(平成18年6月頃を予定)から平成34年3月までの期間とし、供用開始は、遅くとも平成19年7月を予定しています。なお、入札参加者は、平成19年7月よりも早い時期であることを前提として、供用開始時期を提案することができるものとしします。

2. 特定事業の選定方法等に関する事項

(1) 特定事業の選定に当たっての考え方

市は、PFI法、基本方針及び「VFM (Value for Money) に関するガイドライン」などを踏まえ、市自らが実施する場合と比較して、民間事業者が実施することにより効率的かつ効果的に事業が実施される場合に、実施可能性を勘案した上で、本事業を特定事業として選定します。

(2) 特定事業の選定手順

特定事業の選定は、次の手順により客観的評価を行います。なお、市の財政負担の見込み額を算定するに当たっては選定事業者からの税収その他収入等を調整する等の適切な調整を行った上で、将来の費用と見込まれる市の財政負担の総額を算出し、これを現在価値に評価することとします。また、公共サービスの水準の評価に当たっては、できる限り定量的に行うこととし、定量化が困難なものを評価する場合には客観性を確保した上で定性的評価を行うこととします。

公的負担の定量的評価

本事業を市自ら実施する場合の公共負担額とPFIで実施する場合の公共負担額を比較することにより評価します。

PFI方式で事業を実施することの定性的評価

本事業をPFIで実施する場合で、本施設の設計、建設、維持管理及び運営の水準の向上等、一連の業務を民間事業者に委ねることにより期待される効果を定性的な観点から評価します。

(3) 特定事業の選定結果の公表

本事業を特定事業として選定した場合は、その判断の結果を評価の内容とあわせて、速やかにホームページにおいて公表します。なお、本事業の実施可能性についての客観的な評価の結果に基づき、特定事業の選定を行わないこととした場合にあっては同様に公表します。

第2章 事業者の募集及び選定に関する事項

1. 事業者の募集及び選定方法

(1) 事業者の募集及び選定の方式

事業者の募集及び選定の方法は、競争性の担保及び透明性、公平性の確保に配慮した上で、総合評価一般競争入札方式を採用することとします。なお、具体的な募集方法や応募条件等については、入札説明書等において示します。

(2) 選定の手順及びスケジュール

事業者の募集及び選定等は、以下のスケジュールで行う予定です。

スケジュール(予定)	内容
平成18年1月10日(火)	・実施方針公表
平成18年1月16日(月)	・実施方針に関する質問の受付締切
平成18年1月23日(月)	・実施方針に関する質問の回答公表
平成18年1月26日(木)	・特定事業の選定結果の公表
平成18年1月31日(火)	・入札公告および入札説明書等の配布
平成18年2月6日(月)	・入札説明書等に関する質問の受付締切
平成18年2月10日(金)	・入札説明書等に関する質問の回答公表
平成18年2月8日(水)	・資格審査書類の受付
平成18年2月13日(月)	・資格審査結果の公表
平成18年3月中旬	・提案書の受付
平成18年3月下旬	・落札者の決定及び公表
平成18年3月下旬	・基本協定の締結
平成18年4月下旬	・仮事業契約の締結
平成18年6月下旬	・事業契約の締結

実施方針に関する質問の受付及び回答

市は、実施方針に関する質問を以下のとおり受け付けます。質問及び回答は原則として公表します。

- ・ 受付期間：平成18年1月10日(火)～平成18年1月16日(月)
- ・ 提出方法：質問事項は様式1に、意見・提案は様式2に記入の上、本事業の事務局(14頁に記載)宛に電子メールの添付ファイルとして提出すること。

特定事業の選定

市は、実施方針等に関する民間事業者等からの意見を踏まえ、本事業がPFI事業として実施することが適切であると判断した場合には、本事業を特定事業として選定し、その結果をホームページにて公表します。

入札説明書等の公表、配布

市は、実施方針等に関する民間事業者等からの意見を踏まえ、ホームページにて入札

説明書等を公表します。

入札説明書等に関する質問受付及び回答公表

入札説明書等に記載されている内容について質問を受け付けます。その質問に関する回答は、参加資格審査通過者の特殊な技術、ノウハウ等に係り、参加資格審査通過者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれあるものを除き公表します。なお、質問の提出及び回答の公表方法については、入札説明書等において示します。

参加表明書及び参加資格審査書類の受付、参加資格審査結果の通知

本事業の入札参加者に参加表明書及び参加資格審査書類の提出を求める。参加資格審査結果は、速やかに入札参加者に通知します。また、参加表明書及び参加資格審査書類の提出方法、時期等の詳細については、入札説明書等において示します。

事業提案書の受付

参加資格審査通過者に対し、入札説明書等に基づき本事業に関する事業計画の提案内容を記載した事業提案書の提出を求めます。また、事業提案書の提出方法、時期、提案に必要な書類の詳細等については、入札説明書等において示します。

2. 入札参加者の備えるべき参加資格要件

(1) 入札参加者の構成等

本事業に応募する民間企業等（以下、「入札参加者」という。）は、本事業を実施する単独の企業又は企業グループであって、その構成等は以下のとおりとします。

入札参加者は、本事業の遂行に関して、市と事業契約を締結する企業（以下、「代表企業」という。）及び代表企業から委託を受けて本事業の遂行にあたる企業（以下、「構成員」という。）で構成します。代表企業もしくは構成員は、複数の業務を行うことができるものとします。

入札参加者が、本事業の遂行に際して特別目的会社を設立することを提案する場合には、代表企業は必ず特別目的会社の出資者となることとし、その出資割合は最大となるものとします。また、構成員も出資することができるものとします。

入札参加者は、代表企業、構成員の企業名及びそれらが携わる業務について明らかにすること。

代表企業及び構成員は、他の入札参加者の構成員として参加できないものとする。

(2) 施設整備に係る資格要件

施設整備における各種業務に携わる企業等は業務遂行に際して、次に示す要件を満たすものとします。

プラントの設計・建設（製作）に係る業務

- ・北九州市契約規則（昭和 39 年規則第 25 号）に基づいて入札参加有資格者（その他工事）として登録され、登録業者としての資格要件を満たしていること。
- ・過去 10 年間に於いて、本事業と同様の事業実績を有していること。

建築設計に係る業務

- ・ 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。
- ・ 有資格者（建築設計業務）として登録され、登録業者としての資格要件を満たしていること。

施工に係る業務

- ・ 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条第 1 項の規定により、建築一式工事について特定建設業の許可を受けていること。
- ・ 有資格者（建築工事）として登録され、登録業者としての資格要件を満たしていること。

（ 3 ）プラスチック製容器包装の処理に係る資格要件

入札参加者のうち代表企業もしくは構成員のいずれかが、資格審査書類提出時において、以下の全ての資格要件を満たさなければなりません。なお、資格審査書類提出後においても、代表企業もしくは構成員が以下の資格要件を満たさなくなった場合、市は当該入札参加者の参加資格を取り消すことがあります。

中間処理業務の開始時において、廃棄物処理法施行令（昭和 46 年政令第 300 号）第 4 条第 1 号から第 3 号に規定する要件のいずれにも該当すること。

北九州市内において、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 8 条第 1 項第 1 号に規定する工業地域又は工業専用地域のいずれかに施設が整備されているもしくは整備できること。

施設の敷地の位置については、本業務を実施するという前提にもとづき、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 51 条ただし書きに規定する許可を受けている、もしくは受けられる見込みがあること。

施設の設置についても、と同様の前提にもとづき、廃棄物処理法第 8 条第 1 項の許可をプラスチック製容器包装の処理に関して受けている、もしくは受けられる見込みがあること。

（ 4 ）基本的な資格要件

代表企業及び構成員は、資格審査書類提出時において、以下の資格要件を満たさなければなりません。なお、資格審査書類提出後においても、構成員が以下の資格要件を満たさなくなった場合、市は当該入札参加者の参加資格を取り消すことがあります。

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

北九州市入札参加有資格業者の指名停止等に関する要綱に基づく指名停止等の措置を受けていない者であること。

商法（明治 32 年法律第 48 号）に基づき会社の整理の申立てがなされている者、もしくは会社の整理の開始を命じられている者でないこと。

会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

破産法（大正 11 年法律第 71 号）に基づき破産の申立て、又は旧和議法（大正 11 年法

律第 72 号) に基づき和議開始の申立てがなされている者でないこと。

北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則(平成 7 年規則第 11 号) 第 2 条に掲げる各号に該当しないものであること。

(5) 構成員の変更

資格審査書類に示した入札参加者の構成員の変更は原則として認めないものとします。ただし、やむを得ない事情がある場合は、入札参加者は市に対して変更依頼書類を提出するものとします。市は、変更依頼書類に示された理由を検討し、それが妥当と認められた場合は、入札参加者の構成員の変更を認めるものとします。

(6) 代表企業及び構成員の不適合要件

入札参加者の代表企業及び構成員に市がアドバイザー業務を委託した企業及びその関連企業等が 1 社でも含まれている場合には、その入札参加者は不適合とします。市がアドバイザー業務を委託した企業とは次の者をいいます。

- ・ 三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社
平成 18 年 1 月 1 日付合併により社名変更
(旧: 株式会社UFJ総合研究所 東京都港区新橋 1 丁目 1 1 番 7 号)

なお、関連企業等とは、次の者をいいます。

- ・ 市がアドバイザー業務を委託した企業等の、発行済株式総数の 100 分の 50 を超える株式を有する者又はその出資の総額の 100 分の 50 を超える出資をしている者。
- ・ 市がアドバイザー業務を委託した企業等が、発行済株式総数の 100 分の 50 を超える株式を有する者又はその出資の総額の 100 分の 50 を超える出資をしている者。
- ・ 代表権を有する役員が、市がアドバイザー業務を委託した企業等の代表権を有する役員を兼ねている者。

3. 審査手順

(1) 選定審査会等の設置

市は、本事業を実施する民間事業者の選定を行うため、「(仮称)北九州市ストックヤード(プラスチック製容器包装選別施設)整備運営事業選定委員会(以下「選定委員会」という。)」を設置します。選定委員会は、学識経験者等で構成し、専門的見地から提案内容を検討し、優秀提案を選定します。

(2) 審査手順の概要

審査手順の各段階の内容は、以下のとおりです。

資格審査

入札参加者から資格審査書類を受け付け、選定審査会等で参加資格を確認します。入札参加者は、資格審査書類及び事業用地に関する書類を提出することとします。

提案審査

市は、定められた期日までに入札参加者から提案書を受け付け、選定審査会等で以下の審査を行い、最も優れた提案を行った入札参加者を選定します。

- ・ 基礎審査

入札説明書等において示す本事業の基本的条件及び要求水準に対して、入札参加者の提案が十分に満足していることを確認します。

- ・ 総合審査

基礎審査を通過した入札参加者の提案について、選定審査会等で総合的な評価を行い、最も優れた提案を行った入札参加者を選定します。なお、具体的な項目については、入札説明書等において示します。

落札者の決定及び公表

市は、選定審査会等の審査結果を踏まえ、最も優れた提案を行った入札参加者を落札者として決定し、その結果を公表します。

落札者決定後の手続き

市と落札者は、入札説明書等及び提案書に基づき基本協定を締結します。この基本協定の締結により、落札者を事業予定者とします。市と事業予定者は、基本協定に基づいて事業実施の詳細条件を協議・調整します。市は選定事業者との間で仮事業契約を締結し、その後、PFI 法第 9 条の規定により市議会の議決を得た上で選定事業者と事業契約を締結します。

第3章 事業の適正かつ確実な実施等の確保に関する事項

1. 想定されるリスク及び責任の分担

(1) リスク及び責任の分担の考え方

本事業においては、個々のリスクについて、最も良く管理することができる者がそれを分担し、もって、より低廉な価格で質の高いサービスを提供することを目指しています。この基本的な考え方に基づき、「PFI事業におけるリスク分担等に関するガイドライン」などを踏まえ、市と選定事業者のリスク分担は、原則として「別添資料1 リスク分担表(案)」によることとします。なお、詳細なリスク分担については、入札説明書等において示します。

2. 市による事業の実施状況のモニタリング

(1) 選定事業者が実施する業務のモニタリング

市は、選定事業者が事業契約に定める業務を確実に遂行し、要求水準を満たしていることを確認するために、選定事業者が実施する業務について、定期及び不定期に実施状況のモニタリングを行います。選定事業者は、市が実施するモニタリングに対し、必要なデータ・書類の提供等の協力を行うものとしします。

(2) 選定事業者の財務状況のモニタリング

市は、事業の継続性・安定性を確認するため、選定事業者の財務状況のモニタリングを行います。選定事業者は、財務状況に関する報告を定期的に市に行うものとしします。選定事業者は、市が実施するモニタリングに対し、必要なデータ・書類の提供等の協力を行うものとしします。

(3) モニタリング結果に基づく是正措置等

市は、選定事業者が実施する業務が定められた水準を満足しないと判断した場合は、事業契約に定める規定に従い、選定事業者に対し業務の改善等の適切な措置の要求やサービス購入料の減額等の措置をとることができます。

(4) モニタリング結果に基づく契約解除等

市は、モニタリング結果に基づく是正措置等をとった後に、選定事業者による公共サービスの提供に重大な支障の発生等が懸念される場合、あるいは選定事業者の事業遂行能力の回復が困難であると判断される場合には、選定事業者との事業契約を解除することができます。ただし、市は契約を解除する以前に選定事業者に対して一定の回復期間を与える場合があります。

3. 事業用地の要件に関する事項

(1) 事業用地に係る要件

入札参加者の提案する事業用地は、以下の要件をはじめとして入札説明書等に示す要件

を満たすものであることとします。

立地場所に係る要件

入札参加者は事業を実施するために十分な面積を有する事業実施用地を自ら確保し、この用地において事業を実施することを提案できるものとします。なお、用地選定にあたっては、市等が所有する産業団地等のうち、要件に合致する用地を利用することも可能です。(臨海部産業用地貸付制度の要件に合致する場合は、当該制度を利用することも可能です。)この場合、入札参加者の提案する事業実施用地は、以下の要件をはじめとして入札説明書等に規定する要件を満たすものであることとします。

敷地面積に係る要件

入札参加者の提案する事業用地は、本事業を実施するために必要な面積を有していることとします。

土地利用規制に係る要件

入札参加者の提案する事業用地は、本事業を実施する際に支障となる土地利用規制が適用されていない土地であること、又は事業実施のため必要な期間内に、支障となる土地利用規制の解除もしくは支障のない土地利用規制への変更が可能であることとします。

土地利用に関する契約に係る要件

入札参加者の提案する事業用地は、その所有者が、当該土地に係る借地契約及び利用等に関する責任等を定めた協定等を締結することを承諾したものであることとします。

その他の要件

入札参加者の提案する事業用地は、アクセス道路、権利設定状況、敷地形状や地質等に関して本事業の実施に適した土地であること。また、選定事業者は、本事業の実施に必要な電気、ガス、水道等のインフラを確保することとします。

第4章 その他本事業の実施に関連する事項

1. 事業契約の解釈に関する疑義が生じた場合の措置に関する事項

事業契約の解釈について疑義が生じた場合、市と選定事業者は誠意をもって協議するものとし、協議が不調の場合は、事業契約に定める手続きに従うものとします。

2. 事業の継続が困難となった場合の措置に関する事項

(1) 基本的な考え方

事業期間中に本事業の継続が困難となった場合の措置について、あらかじめ事業契約に定めることとします。

(2) 選定事業者の責めに帰すべき事由による場合

選定事業者の責めに帰すべき事由により本事業の継続が困難となった場合には、市は、事業契約の定めに従い、選定事業者との事業契約を解除することができるものとします。この場合、市は選定事業者に対し事業契約の解除により市に生じた損害の賠償を請求することができるものとします。

(3) 市の責めに帰すべき事由による場合

市の責めに帰すべき事由により本事業の継続が困難となった場合には、選定事業者は、事業契約の定めに従い、市との事業契約を解除することができるものとします。この場合、選定事業者は市に対し事業契約の解除により選定事業者に生じた損害の賠償を請求することができるものとします。

(4) その他の事由による場合

市及び選定事業者は、事業契約に定める事由ごとに、その責任の所在に応じて適切に対応するものとします。

(5) 金融機関と市との協議等

市は、本事業の安定性・継続性を確保する目的で、選定事業者の求めに応じて、選定事業者に対し資金提供を行う金融機関と協議を行い、直接契約(ダイレクトアグリーメント)を結ぶことがあります。

3. 公的支援等に関する事項

(1) 法制上及び税制上の措置等に関する事項

本事業については、現時点において、法制上の優遇措置等は見込んでいませんが、税制上の優遇措置は下記のように想定しています。

税制上の優遇措置について

本事業は、PFI法第7条第1項の規定により、北九州市長末吉興一がその事務又は事業として実施するものに該当し得ます。

加えて、本事業は、地方税法施行令附則第 7 条第 24 項に掲げる要件に該当し、かつ、廃棄物処理施設（ストックヤード）は、地方税法施行令附則第 7 条第 25 項各号に掲げるもの以外のものであることから、税制上の措置として、地方税法附則第 11 条第 25 項に基づく不動産取得税の特例措置の適用対象となり得ます。

また、本事業は、地方税法施行令第 11 条第 69 項に掲げる要件に該当し、かつ、廃棄物処理施設（ストックヤード）は、地方税法施行令第 11 条第 70 項各号に掲げるもの以外のものであることから、税制上の措置として、地方税法附則第 15 条第 51 項の規定に基づく固定資産税及び都市計画税の特例措置の適用対象となり得ます。

（ 2 ）その他の支援に関する事項

日本政策投資銀行による融資

本事業は、日本政策投資銀行の「民間資金活用型社会資本整備」に対する融資（無利子融資、低利融資）の対象事業であり、選定事業者が当該融資を利用することを前提として提案することは可能ですが、選定事業者は自らのリスクでその活用を行うこととし、市は同行からの調達の可否による条件変更は行いません。（なお、無利子融資制度は平成 18 年 3 月 31 日までの時限措置である点に留意すること。）なお、当該融資制度の趣旨は、民間企業等の提案喚起及び選定事業の安定性向上にあることから、当該融資を提案に盛り込む場合には、民間金融機関と同様の金利を前提とすることとしており、この点に留意して提案を行うこととします。また、当該融資制度の詳細、条件等については、入札参加者が直接同行に問い合わせるものとします。

国の助成制度

本事業は、環境省循環型社会形成推進交付金制度の対象施設であるため、市は建設時に事業者に対する支払金に、交付金を充てることを想定しています。

したがって、事業者は市が行う交付金申請業務を支援するとともに、検査業務に協力するものとします。

4 . その他

（ 1 ）議会の議決

市は、選定事業者たる代表企業もしくは特別目的会社と仮契約を締結します。その後、PFI 法第 9 条の規定により市議会の議決を得た上で選定事業者と事業契約を締結します。

（ 2 ）応募に要する費用の負担

本事業の応募に要する費用については、入札参加者の負担とします。

（ 3 ）本事業の事務局及び問合せ先

本事業の事務局は、以下のとおりです。なお、本事業に関する問い合わせは、同事務局で受け付けます。

【本事業の事務局】

北九州市環境局環境政策部計画課循環型社会推進係

住 所 : 〒803-8501 北九州市小倉北区域内 1-1

電 話 : 093 - 582 - 2187

F A X : 093 - 582 - 2196

電子メールアドレス : kan-keikaku@mail2.city.kitakyushu.jp

ホームページ : <http://www.city.kitakyushu.jp/~k2602010/index.html>